

会 議 記 録

1. 開催日時 平成 20 年 10 月 1 日（水）午後 2 時より
2. 開催場所 室蘭市 議会第一会議室
3. 出席委員 木村委員、小田中委員、羽立委員、櫻庭委員、畠山委員、小澤委員、山根委員、吉村委員、木許委員、大松委員、西澤委員、増田委員、佐野委員、佐藤委員、三室委員、矢萩委員
欠席委員 栗林委員、清部委員、中井委員、福澄委員、山田委員、及川委員、事務局 中南港湾部長、佐藤総務課長、杉本建設課長、水上建設課主幹
4. 会議次第 ①開会、②委員紹介、③事務局員紹介、④会長代理の指名、⑤諮問、⑥市長挨拶、⑦審議、⑧閉会

5. 会議内容

①開会

●事務局（佐藤総務課長）

皆様がお揃いになりましたので、ただ今から室蘭市地方港湾審議会を開催いたします。私、室蘭市地方港湾審議会の事務局を担当しております、港湾部総務課長の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

②委員紹介

●事務局（佐藤総務課長）

続きまして本日ご出席の皆様を、正面の窓側からご着席順にご紹介させていただきます。

（出席 16 名、欠席 5 名）

本審議会は以上 22 名の委員の構成によりまして、室蘭港に関するご審議をいただくこととなっております。

③事務局員紹介

事務局職員自己紹介（中南港湾部長、杉本建設課長、水上建設課主幹）

●事務局（佐藤総務課長）

それでは、ただ今から会議に入らせていただきますが、本日は 22 名中 16 名が出席しており過半数に達しておりますので、室蘭市地方港湾審議会条例第 6 条の規定により、本会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

なお、会議の進行につきましては、審議会条例第 6 条により、会長が議長が行うこととなっております。

それでは木村会長、よろしく願いします。

●議長(木村会長)

ただ今ご紹介をいただきました、会長の木村でございます。皆様のご協力により、議長を務めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

④会長代理の指名

●議長(木村会長)

最初に、次第の会長代理の指名でございます。当審議会委員を、また会長代理としてご尽力をいただいた北山さんが委員を退任されましたことから、審議会条例第5条により、港湾に関して大変造詣の深い小澤委員さんを指名したいと存じます。ご了承賜りたい。

●小澤委員

ただいまご指名をいただきました小澤でございます。会長の代理として今後補佐してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

⑤諮問

●議長(木村会長)

それでは、次第5、市長から諮問を受けます。

●市長

室蘭市地方港湾審議会会長木村克俊様 室蘭港港湾管理者室蘭市長新宮正志
室蘭港港湾計画については、別紙案のとおり軽易な変更を、室蘭港臨港地区の分区については、別紙案のとおり変更を行いたいので、室蘭方港湾審議会条例第2条第1項第1号及び3号の規定に基づき意見を求めます。

⑦市長挨拶

●議長(木村会長)

ただいま、市長より諮問を受けました。
引き続き、市長より挨拶がございます。

●市長

皆さん、こんにちは。

委員の皆様には大変お忙しいところ、この審議会にお集まりいただきまして厚くお礼を申し上げます。同時に、日頃から本市の港湾行政に深いご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本審議会では、室蘭港の港湾計画の変更をはじめ、港湾の開発、利用、管理など港

湾行政全般にわたる重要事項につきましてご審議をいただき、そのご意見やご指導により、室蘭港の機能充実に向けた整備を進めているところでございまして、本審議会の円滑な運営につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げます。

さて室蘭港は、国の社会資本整備重点計画に合わせ、また時代の要請に即した各種港湾機能の強化、充実に向けて、フェリーふ頭第2岸壁の公共化及び耐震化強化が本年3月に完成し、そして供用を開始し、現在は西2号ふ頭の改良などの整備、入江地区臨港道路の整備を実施しております。また、旅客船専用バースを活用してのイベントの開催、磯場や親水緑地の整備などにより、ウォーターフロントにおける市民と港がふれあえる交流空間を創出しております。

また、平成18年1月から休止しておりました国際定期コンテナ航路についてポートセールスなどが功を奏しまして、今年8月からの再開され大変喜んだところでございます。しかし室蘭港で唯一のフェリー航路であります室蘭・青森航路が、燃料の高騰など等々11月での撤退を船会社から表明がありました。フェリー航路は室蘭港にとって大きな航路であり、現在その存続に向け関係機関に協力の要請を行っているところであります。

このような厳しい状況の中で皆様のご協力をいただき、ものづくりのまちを目指して、本市の技術力と産業活動を支える港の機能を生かした物流機能の強化や、ポートセールスを積極的に展開して、フェリー航路の存続、あるいはまたRORO船、客船等の誘致を行って、地域との交流事業を進めながら、海からの交流人口の拡大を図り、にぎわいのあるふれあう港づくりに努めてまいりたいと思っております。

これらの施設整備、機能強化が総合交流港湾としての、環境産業拠点都市、ものづくりのまち形成を推進するものと思っておりますので、委員の皆様には今後ともよろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、「室蘭港港湾計画の軽易な変更」と「室蘭港臨港地区内の分区の変更」の2点についてご審議をお願いするところでございますが、それぞれのお立場から多くのご意見をいただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

●議長(木村会長)

ありがとうございます。なお市長は所用のため、ここで退席させていただきます。

⑦審議

●議長(木村会長)

それでは、諮問に対する質疑に入りたいと思います。

本日の審議の議題は「室蘭港港湾計画の軽易な変更」、もう一つは「室蘭港臨港地区内の分区の変更」についての2件でございます。それでは諮問の内容について、事

務局の方から説明をお願いします。

●事務局（杉本建設課長）

それでは、港湾計画の軽易な変更につきまして、ご説明申し上げます。

お手元にごございます室蘭港港湾計画書(案)、それと室蘭港港湾計画資料(案)の2点に基づきましてご説明させていただきます。室蘭港港湾計画書(案)をご覧いただきたいと存じます。まず2ページを開いていただきますと、左側が土地造成及び土地利用計画、右側が室蘭港港湾計画位置図となっております。今回の港湾計画を変更する場所は、御崎地区でございます。赤い印で囲まれた地区でございます。

次を開いていただきます。変更する御崎地区でございます。

今回変更する分は、ダイヤモンドふ頭の背後の赤枠で囲まれた中がピンク色に着色している部分でございます。従前ダイヤモンドふ頭は、港湾関連用地、つまり物流の関連用地としてこの一体は港湾計画では港湾関連用地として位置付けでございました。今回計画では、赤の部分3.2ヘクタールを港湾関連用地から工業用地に変更するものでございます。工業用地というのは、工場の用に供する用地ということで港湾計画をそのように変更するものでございます。

それで計画書の1ページに戻りますが、今回の変更理由といたしまして、企業立地の需要に対応するため、御崎地区において土地利用計画を変更するとしております。具体的には、エネルギー需要が増大しております。これらに対応した新たな工場の建設計画がございます。これに合わせまして、工業用地に3.2ヘクタールを変更したいということでございます。また、2ページをご覧ください。今回の土地利用の計画の変更は港湾関連用地と工業用地でこの2つでございまして、港湾関連用地26ヘクタールと工業用地23ヘクタールでございますが、これを先程港湾関連用地から工業用地へ3.2ヘクタール変更したいとご説明いたしましたが、これによりまして、港湾関連用地が26ヘクタールから23ヘクタール、工業用地が23ヘクタールから26ヘクタールに増加となります。

これが、室蘭港港湾計画の軽易な変更の内容でございます。以上でございます。

●議長(木村会長)

ただいまご説明のありました「室蘭港港湾計画の軽易な変更について」に対する、ご質問等がございましたら、お受けします。皆様いかがでしょうか。

●議長(木村会長)

港湾関連用地から工業用地への変更でございます。特にございませんでしょうか。

では、事務局からの説明に皆様からのご質疑等がございませんことから、それでは、本諮問のとおり決定することとしてよろしゅうございますか。

●委員

異議なし

●議長(木村会長)

異議なしとのことですので、そのように決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして「室蘭港臨港地区内の分区の変更について」ご説明をお願いします。

●事務局(杉本建設課長)

引き続き「室蘭臨港地区内の分区の変更について」ご説明申し上げます。

この分区の変更につきましては、ご説明申し上げた港湾計画の軽易な変更に伴う分区の変更でございます。お手元でございます室蘭港臨港地区内の分区の変更(案)に基づいてご説明させていただきます。初めに3ページをご覧ください。これは、現在の分区の指定図になっています。今回の変更となる場所は、先程ご説明いたしました港湾計画の変更となる場所で、御崎地区でございます。図面では①で矢印で示しているところです。次にページを開いていただきます。詳細に説明いたします。先程ご説明いたしましたダイヤモンドふ頭がこれでございます。この用地は昭和33年から35年にかけて埋立した用地でございます。この企業さんが港湾を利用した物流関連用地としてお使いになっております。分区としては商港区として指定しております。今回、先程お話ししましたとおり工場の立地計画があることからこの紫色の部分、商港区から工場等の用地に供するための工業港区に変更するものでございます。

先程の港湾計画では3.2ヘクタールとなっておりますが、この分区の変更は2.3ヘクタールと0.9ヘクタール減っております。埋立等の経緯がございまして当初、この区域は臨港地区に指定され、分区は商港区に指定されましたが、その後、この背後地は既に埋立てられていましたが臨港地区に編入され、工業港区に指定されました。このように、臨港地区のラインで左側が商港区、右側が工業港区と指定されたところでございますが、平成6年に港湾計画上の土地利用の定めがございまして、その時に、この部分は物流用地として使用しておりましたので、港湾関連用地として位置付けております。このようなことから、港湾計画の港湾関連用地と分区の変更の面積に若干の違いがでてきているところでございます。

次に、2ページをお開きください。地区名が御崎地区、面積が2.3ヘクタール、変更理由は昭和40年6月に埋立造成地を商港区と指定した用地である、原木の野積場としての利用から、隣接企業の工場増設に対応する工業用地に港湾計画を変更することから、分区を工業港区に変更する、従いまして現行分区の商港区を予定分区の工業港区に変更したいということでございます。

それで1ページに戻っていただきます。それによりまして室蘭港全体の分区の指定

状況が示されている表でございます。商港区が変更前114.3ヘクタールありまして、これが2.3ヘクタール減少しまして112ヘクタール、工業港区が721.4ヘクタールから2.3ヘクタール増加しまして723.7ヘクタールとなります。以下、保安港区から修正厚生港区まで変更はございません。また、臨港地区の面積も変動ございません。

以上が、臨港地区内の分区の変更にかかる説明でございます。よろしくご審議お願いいたします

●議長(木村会長)

ありがとうございました。それではただいまの分区指定の変更につきまして、ご質問等がございましたら、委員の皆様よろしくお願いたします。

●議長(木村会長)

それでは、委員の皆様からのご質疑、ご意見等がございませんことから、それでは、本諮問のとおり決定することとしてよろしゅうございますか。

●委員

異議なし

●議長(木村会長)

ありがとうございます。

異議なしということでそのように決定させていただきます。

この諮問に対する答申の文案並びに市長への答申につきましては、本日議長を務めます私に一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

●委員

異議なし

●議長(木村会長)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

最後でございますが、折角の機会でございますので港湾にかかわることで皆様方からのご意見等がございましたらお受けしたいと思いますと思いますが、何かございませんでしょうか

●議長(木村会長)

それでは、事務局から何かお伝えすることがございますか。

●事務局(中南港湾部長)

ございません。

⑧閉会

●議長(木村会長)

それでは、本日の審議会は、これもちまして閉会いたします。

皆様、ご審議ありがとうございました。

(散 会)